

「平成 31 年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 趣旨

根岸住宅地区の跡地利用について、平成 18 年 6 月に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」において、「ヨコハマの歴史・文化を伝える庭園散策空間」の形成を目指としています。

また、平成 29 年 5 月に民間土地所有者で構成される「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」において、まちづくりのテーマを「多世代が息づき、緑と文化の風かおるまち」とする「まちづくり基本計画（協議会案）」が策定されました。

本地区の跡地利用については、上記を尊重しながら検討を進めていくこととなりますが、都心部周辺の広大な土地や立地等を活かして、地域や市内の活性化、広域的な課題解決のための土地利用について、幅広く検討していくことが重要です。

平成 30 年度は「まちづくり基本計画（協議会案）」を受け、今後おとずれる人口減少・少子高齢化などの社会の動きを想定しながら、新たな視点による可能性も含めた幅広い検討を行った上で、根岸住宅地区の跡地利用基本計画素案を策定することが必要であるため、その基礎調査として、企業ヒアリング等による将来における市場性を踏まえた導入施設・機能の検討や、地区内の主要道路及び準主要道路の検討、土地区画整理事業の場合の事業採算性の検証などを行いました。

平成 31 年度は、これまで実施した調査等において検討された内容を踏まえ、都心部周辺の広大な土地や立地等を活かした地域や市内の活性化、広域的な課題解決のための土地利用について幅広く検討し、本地区における跡地利用基本計画（案）の策定に向けた業務を行います。

2 一般事項

- (1) 名称 平成 31 年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託に関するプロポーザル
- (2) 主催者 横浜市（政策局基地対策課）
- (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めたものから提案を受ける公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。したがって、契約後の業務は、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

3 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- (1) 平成 30 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に登録されていること（事業所の所在地区分は市内、準市内）。
- (2) (1)の名簿において、営業種目「建設コンサルタント等の業務」を2位以上で登録しており、かつ、細目の「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」及び「補償コンサルタント」を登録していること。
- (3) (1)の名簿において、営業種目「土木設計」を2位以上で登録しており、かつ、細目の「道路、橋梁等の設計」及び「宅地造成・擁壁等の設計」を登録していること。
- (4) (1)の名簿において、営業種目「造園設計」を登録しており、かつ、細目の「公園緑地基本・実施設計」を登録していること。
- (5) (1)の名簿において、営業種目「地質調査」を登録しており、かつ、細目の「地上ボーリング等」を登録していること。
- (6) 土地利用転換を含めた大規模なまちづくり計画、都市基盤整備及びその事業手法の検討に関する業務、または類似の業務実績を有すること。
- (7) 管理技術者は技術士建設部門（都市及び地方計画）の資格を有すること。
- (8) 担当技術者のうち1名以上は技術士建設部門（都市及び地方計画）の資格を有すること。

- (9) 管理技術者または担当技術者のうち1名以上は土地区画整理士の資格を有すること。
- (10) 管理技術者または担当技術者のうち1名以上は一級建築士の資格を有すること。
- (11) 担当技術者は今回業務と同種・類似の業務従事経験があること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (13) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (14) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (15) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (16) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (17) 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（一部最近改正平成30年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (18) 平成31年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託の完了まで、業務を履行できること。

4 プロポーザル実施スケジュール

別紙参照

5 要請手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 本業務は、平成31年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとします。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

7 事務局

横浜市政策局基地対策課 長瀬、後藤

所在地 〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階

電話 045-671-2472

別紙

プロポーザル実施スケジュール

